国有林野産物

一 般 競 争 入 札 案 内

【官行造林　皆伐】
【分収造林　皆伐】

日　時　令和６年１月３０日（火）

１０時００分　入札

場　所　大分森林管理署　入札室

お問い合わせ先

〒８７０－０００５
大分県大分市王子北町３－４６

大分森林管理署

ＴＥＬ　０９７-５３２-９２８１

国民の森林・国有林

※注１）入札者は一般競争参加資格確認通知書を持参して下さい。
※注２）入札者が代理人の場合は委任状を提出して下さい。

国有林野産物公売公告（1）

下記によって、国有林立木（官行造林・分収造林）を一般競争入札により売払いますので、買受希望の方は、現物熟覧の上、国有林野事業林産物売買契約約款及び下記条件並びに入札者注意書を承知の上、入札して下さるようご案内いたします。

記

1　入 札 場 所　　大分森林管理署　入札室
2　入 札 日 時　　令和６年１月３０日（火）　１０時００分
3　開 札 日 時　　令和６年１月３０日（火）　入札後即時
4　郵便入札の場合にあっては当署に令和６年１月２９日（月）１６時までに必着するように送付して下さい。（ただし、再度の入札を引き続き行う場合には、郵便により参加した者は再度の入札には参加できないこととします。）
5　時刻は、当署入札室の時計によります。
6　売払物件所在地及び物件明細は別紙明細書のとおりです。

条　　件

項　　目		立　　木
入札・契約保証金		免　　除
契 約 締 結 期 限		令和６年２月６日（火）
現納条件（落札金額(消費税相当額を加算した金額）に対して）		――%以上
延納条件	延納ができる金額(１件の契約金額消費税相当額を加算した金額)	国の分収金のみ １５０万円以上
	延納期間（限）	６ヶ月以内(1,000 ㎥未満) １０ヶ月以内(1,000 ㎥以上)
	延　納　利　率	年利　１．００％
物件の引渡期限（代金納付又は担保提供の日から）		１５日以内。ただし、みなし引渡しの場合は代金納入又は担保提供のあった日を引渡し日とします。
物件の搬出期間（引渡しを完了した日から起算して）		３ヶ年以内
特　約　条　件		別紙「特約事項」のとおり

令和５年１２月５日

〒８７０－０００５
大分県大分市王子北町３－４６
大 分 森 林 管 理 署
TEL　０９７－５３２－９２８１

国有林野産物公売公告（2）

1　入札参加者の資格

（1）　各森林管理局長が交付する「一般競争参加資格確認通知書（林産物売払）」を受けた者でなければ入札に参加することはできません。

（2）　予算決算及び会計令第７０条の規定により当該契約を締結する能力を有しない者及び、破産者で復権を得ない者は入札に参加することはできません。

（3）　森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者は入札に参加することはできません。

2　入 札 方 法

（1）　入札は一物件ごとに総額をもって入札して下さい。

（2）　入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。

入札書に誤って消費税相当額を加算した総額を記入した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあっても、また、入札者がこのことに気付き落札以前に訂正、又は取り消しの申し出があっても、消費税相当額を除く金額を記入し入札したものと見なし、有効として処理し、誤りの訂正、取消等は認めませんので注意して下さい。

3　郵 便 入 札

（1）　郵便入札は、その封書の表面に「入札書在中(立木公売)」と朱書し、書留郵便又は配達証明郵便もって差し出して下さい。

（2）　再度の入札を引き続き行う場合には、郵便により参加した者は再度の入札に参加できません。

4　電 信 入 札

（1）電信入札はできません。

5　入札の無効

（1）　前記１の「入札参加者の資格」に違反した入札

（2）　入札金額又は氏名若しくは名称が確認できないとき。

（3）　郵便入札の場合に郵便入札書が定められたときまでに指定場所に到達しなかったとき。

（4）　売払番号を付した場合に売払番号が確認できないとき。

（5）　暴力排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められるとき。

6　契約の成立

（1）　落札物件に係わる契約は売買契約書を作成し、双方が押印したとき確定します。

（2）　落札及び契約は、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額をもって落札金額及び契約金額とします。

（3）　消費税相当額の積算において円未満の端数を生じた場合は切り捨てます。

7　違約金の徴収

（1）　落札者が期限内に契約を結ばないときは、入札金額の５／１００に相当する違約金を徴収します。

（2）　落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約金額（消費税相当額を加算した金額）の１０／１００に相当する違約金を徴収します。

（3）　前（1）、（2）の違約金を森林管理署長の指示する期限まで納付しないときは、一般競争参加資格を取り消し、又はこの資格を付与しません。

８　代金の納付期限及び担保提供期限

（１）　代金は契約締結の日から２０日以内に納付することになります。ただし、延納の場合は別紙延納期間により定められます。

（２）　担保提供期限は契約締結の日から２０日以内とします。

９　延納担保等

（１）　一部現金一部延納の契約も認めます。

（２）　支払保証手形の保証する延納も認められます。ただし、分収契約の場合における官収分についての併用は認めません。

（３）　担保

（ア）　国債

（イ）　地方債

（ウ）　金融債（農林中央金庫または株式会社商工組合中央金庫の発行する債権）

（エ）　手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行もしくは信用金庫、農林中央金庫、または株式会社商工組合中央金庫または都道府県信用農業協同組合連合会（以下「金融機関」と総称する。）の支払保証に係る手形

（オ）　金融機関に対する定期預金金融債権

１０　適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適正請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10%）とは一致しない場合があります。

当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

・１号物件　５．００％　・２号物件　１０．００％　・３号物件　１０．００％

１１　そ　の　他

（１）　入札者は一般競争参加資格確認通知書を持参して下さい。

（２）　入札者が代理人の場合は委任状を提出して下さい。

（３）　本物件の立木は、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(平成 24 年 6 月林野庁)の２(１)②ウに定められた森林に所在するものです。

このことについては、国有林が国有林野施業実施計画に基づいて持続可能な森林経営が営まれていることに鑑み、売買契約書において「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法律に照らし手続きが適正になされた森林の立木である。」と記載することにより証明します。

（４）　国有林材の木材需給動向を把握するため、立木公売物件からの供給予定先を調査いたします。つきましては、契約締結後「立木購入物件の素材搬入先調査表」（別紙様式）の提出にご協力をお願いします。

（５）　入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員以外の者は入場できません。

（６）　入札に関する情報について公表する場合もありますので予めご了承ください。

令和５年１２月５日

分任契約担当官
大分森林管理署長　坪木　直文

※お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成１９年農林水産省訓令第２２号）が制定されました。この規程に基づき第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、九州森林管理局のホームページ
（http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html）をご覧下さい。

入　札　者　注　意　書

１　入札方法
（１）　入札は売払物件ごとに総額をもって入札して下さい。
（２）　入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。

２　入札書の訂正
記載事項を訂正したときは、訂正印を押して下さい。

３　入札書の引換等
一旦提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。

４　入札の無効
（１）　公売公告(2)　１に定める「入札参加者の資格」に違反した入札。
（２）　入札金額又は氏名若しくは名称が確認できないとき。
（３）　入札書に入札者の署名又は記名調印のどちらもないとき。
（４）　郵便入札の場合にあって郵便入札書が定められた時刻までに指定場所に到着しなかったとき。
（５）　売払番号を付した場合に売払番号が確認できないとき。
（６）　暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。

５　入札書記載上の注意事項
（１）　入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。
なお、入札書に誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあっても、また、入札者がこのことに気付き落札以前に訂正又は取消しの申し出があっても、消費税相当額を除く金額を記入し入札したものと見なし、有効として処理し誤りの訂正、取消等は認めませんので注意して下さい。
（２）　入札金額は、はっきりと記載して下さい。ケタ違いや金額の書き違いがないようにして下さい。
（３）　氏名や名称は、一般競争参加資格確認通知書のとおりに記載して下さい。
（４）　法人の場合は、正規の代表者印を必ず押して下さい。
（５）　売払番号の記載もれや誤りがないようにして下さい。

６　無効の申出
（１）　無効の申出は、開札前には受理しません。
（２）　落札宣言後は、どのような理由があっても無効の申出は受理しません。この場合、落札者が契約を結ばなかったときは、入札金額の５／１００に相当する違約金を徴収します。

７　落札者の決定
落札となるべき同額の入札者が２名以上あるときは、抽せんにより落札者を決定します。
ただし、入札者が不在のときは国の職員が代わって抽せんします。

８　入札の中止等
森林管理署長は、入札者が連合し又は連合するおそれがある場合、その他の理由により正当な入札を行うことができないと認めたときは、入札を中止し、又は取消すことがあります。

入 札 者 注 意 書(官行造林)

1　　1号物件は、官行造林契約の主伐に係る分収木です。

2　　当該物件には搬出支障木が発生する場合もありますので、発生した場合は当署長が指定する期限までに当該搬出等の売買契約を締結していただきます。

3　　分収木の売払代金は、国及び官行造林契約者(以下「契約者」という。)に分収金として払い込んで下さい。

なお、契約者毎の分収金は、国が指定した金額とします。

契約者の分収割合は下記のとおりです。

売払番号	官行造林	林小班	分収割合		契約者
			国	民	
1号	塚原	6い	5	5	1名

4　代金の支払方法

(1)　国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付して下さい。

(2)　契約者に支払う代金は、国が指定する各契約者の振込金融機関の口座に払込んで下さい。

また、この払込みに係る費用は買受人が負担して下さい。

(3)　契約者が行方不明等により、国が振込金融機関の口座指定ができない場合は、国の指定する法務局に供託して下さい。

5　買受代金を延納することができる場合

(1)　国の分収金に相当する金額(官収分)についてのみ認めます。

(2)　契約者の分収金に相当する金額(民収分)については、現納とします。

6　　買受人が契約条項に違反して、契約に至らず、または契約を解除した場合の違約金等については、国と契約者が分収します。

入 札 者 注 意 書(分収造林)

1　　２、3号物件は、分収造林契約の主伐に係る分収木です。

2　　当該物件には搬出支障木が発生する場合もありますので、発生した場合は当署長が指定する期限までに当該搬出等の売買契約を締結していただきます。

3　　分収木の売払代金は、国及び分収造林契約者（以下「造林者」という。）に分収金として払い込んで下さい。

なお、造林者毎の分収金は、国が指定した金額とします。

造林者の分収割合は下記のとおりです。

売払番号	国有林	林小班	分収割合		造林者
			国	民	
2号	青山	140ぬ	3	7	1名
3号	大越	109ろ	3	7	1名

4　代金の支払方法

（1）　国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付して下さい。

（2）　造林者に支払う代金は、国が指定する造林者の振込金融機関の口座に払込んで下さい。

また、この払込みに係る費用は買受人が負担して下さい。

（3）　造林者が行方不明等により、国が振込金融機関の口座指定ができない場合は、国の指定する法務局に供託して下さい。

5　買受代金を延納することができる場合

（1）　国の分収金に相当する金額（官収分）についてのみ認めます。

（2）　分収造林の分収金に相当する金額（民収分）については、現納とします。

6　　買受人が契約条項に違反して、契約に至らず、または契約を解除した場合の違約金等については、国と造林者が分収します。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

特　約　事　項　（官行造林）

1. 買受人は本契約物件に係る搬出支障木等について、当署長が指定する期限までに売買契約を締結すること。

2. 分収木の買受人（以下「買受人」という。）は、分収木の買受代金を次により支払い又は供託すること。
   （1）　国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。
   （2）　官行造林契約者（以下「契約者」という。）に支払う代金は、国が指定する契約者の振込金融機関の口座に払い込むこと。なお、契約者が行方不明等により供託を必要とする場合は、国の指定する法務局に供託すること。

3. 売払代金に係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは契約者に支払うこと。

4. 売払立木の搬出延期料は、国に納付すること。

5. 売払立木の引渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託に伴う法務局への振込済の供託書正本又は日本銀行の受領印のある供託書正本を森林管理署長等に提示し、またはその写しを森林管理署長等に提出することにより、当該立木販売契約に係る売払代金の総額が支払われたことが確認された後に行うこと。

6. 別紙「立木販売物件一覧表」に記載する特約事項について確認し遵守すること。

7. 事業計画書等の提出及び承認

   ①　買受人は、事業着手の一週間前までに現地を精査の上、別紙１「立木販売事業着手届」を事業地の所轄する森林官等を経由の上森林管理署長等に提出すること。
   ②　買受人は、別記に定める別紙２「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を森林管理署長等に提出し、その確認を受けること。
   ③　買受人は、物件の伐採、加工又は搬出等のため国有林内に集材路又は、土場を作設する必要があるときは、当該集材路等の計画を明示した図面を含めた別紙３「事業計画」を森林管理署長等に申請し、承認を受けること。
   ④　買受人は、③で承認を受けた集材路等の計画に変更が生じたときは、その変更について森林管理署長等に申請し、承認を受けること。
   ⑤　森林管理署長等は、買受人による承認を受けた集材路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性高い等林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、買受者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならないこと。

   ※（別紙１から別紙３の各様式は、九州森林管理局ＨＰより取得して下さい。【ホーム＞公売入札情報　等＞木材公売＆販売情報・競争参加資格審査申請（林産物関係）＞国有林野における林地保全に配慮した取組について（立木販売・製品生産資材）】

8. 伐採の方法及び区域の設定

   ①　林地の崩壊の危険のある箇所等については、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないよう、伐採の適否等について、森林管理署長等と調整すること。
   ②　伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の確認を行うこと。区域外の伐採を必要とする場合は事前に森林管理署長等と協議すること。
   ③　林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を損傷させないこと。なお、やむをえずこれらの箇所に架線や集材路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努めること。

9. 集材路・土場の計画及び施工

（1）林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設
   ①　図面及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、水の流れ及び湧水、土砂の崩落、地割れの有無等を十分に確認すること。その上で、集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生

しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の集材路・土場の配置を計画すること。

② 伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線の組み合わせを検討すること。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材等を検討すること。

③ 傾斜のある場所でやむを得ず土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支える等の十分な対策を講じること。

④ 集材路・土場の作設開始後も土質や水の流れなど伐採現場の状態に注意を払い、集材路・土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるように、必要に応じて当該配置に係る計画の変更を行うこと。

⑤ 集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせること。

⑥ ヘアピンカーブ等を設置する必要がある場合は、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置すること。

⑦ 集材路・土場の作設により露出した土壌が渓流へ流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路・土場は渓流から距離をおいて配置すること。

⑧ 集材路は、沢筋を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置すること。

⑨ 伐採現場の土質が渓流の長期の濁りを引き起こす可能性がある場合は、集材路・土場の作設を可能な限り避けること。なお、やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が渓流に流出しないよう必要に応じて編柵工等の対策を講じること。

⑩ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由することも検討すること。このとき、集材路の作設に当たっては、森林管理署長等と協議等を行うこと。

（2）人家、道路、取水口周辺等での配慮

① 集材路・土場の作設時には、土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象（土砂、転石、伐倒木等の流出又は落下による被害を防止する対象となるものをいう。以下同じ。）の上方に丸太柵工等の対策を講じること。特に、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象が下方にある場合は、その直上では集材路・土場の作設を避けること。

② 水道の取水口に濁水が流入しないよう、その周辺では集材路・土場の作設を避けること。

（3）生物多様性と景観への配慮

① 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生息・生育情報を知った場合には、必要に応じて集材路の線形及び作業の時期の変更等について森林管理署長等と協議すること。

② 集材路・土場の作設に当たっては、集落、道路等からの景観に配慮し、集材路・土場の密度、配置及び作設方法を検討すること。

（4）切土・盛土

① 切土・盛土の量を抑えるために、集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとすること。

② 切土高は地形上やむを得ない場合を除き、できるだけ 1.5m程度以内に抑えるよう努めること。

③ 切土高を極力低く抑えるとともに、盛土を行う場合には、しっかりと締め固め、補強が必要な場合には、丸太組み工法等を活用して盛土を安定化させること。

④ 残土が発生した場合には、残土が渓流に流出しないよう渓流沿いを避け、地盤の安定した箇所に小規模に分散して置くこと。また、流出のおそれがある場合は、丸太組み工法等を活用して対策を講じること。

（5）路面の保護と排水の処理

① 雨水が集中して路面の長い区間を流下し、又は滞水すると、路面の洗掘及び崩壊の原因となるため、縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行うこと。

② 路面の排水は、可能な限り安定した尾根部や常時水の流れている谷等の侵食されにくい箇所でこまめに行うこと。また、崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、路面から谷側斜面への排水を促しつつ、横断溝を設け、流末処理も行うとともに盛土箇所の手前で排水するなどの対策を講じること。

（6）渓流横断箇所の処理

① 渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、その維持管理を十分に行うこと。また、暗渠を用いる場合には、詰まりが生じないように十分な大きさのものを設置することとし、暗渠の呑口の土砂だめの容量を十分確保すること。なお、洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げること。

② 洗い越しは、越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、流出のおそれがある場合は、必要に応じて撤去すること。

10. 事業実行上の対策

（1）伐採・造材・集運材における事業実行上の配慮

① 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設する等の措置を講じること。

② 集材路・土場の路面のわだち掘れ、泥濘化、流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では極力通行を避けること。.なお、このような状況下で通行しなければならない場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止すること。

③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払うこと。

④ 伐採後の植栽作業を想定して伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等の整理に務めること。

⑤ 枝条等が雨水により渓流に流出することがないように、沢に近い場所への集積は避けるなどの対策を講じること。

⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みにすることを避けること。

⑦ 搬出に当たっては、作業現場の周辺地域に配慮し地域住民からの苦情等が発生することのないよう努めること。

11. 事業実施後の整理

（1）枝条・残材の整理

① 枝条・残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努めること。

② 枝条・残材を伐採現場に残す場合は、出水時に渓流に流れ出したり、雨水を滞水させたりすること等により林地崩壊を誘発することがないように、渓流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないこと。また、林地の表土保護のために枝条の敷設による整理を行う等により、枝条・残材を置く場所を分散させ、杭を打つ等の対策を講じること。

（2）集材路・土場の整理

① 集材路・土場は、植生の回復を促すこととし、必要に応じて作設時に剥ぎ取った表土の埋戻し等に務めること。また、路面水の流下状況等を踏まえ、溝切り等の排水処置を行うこと。

② 伐採・搬出に使用した資材・油脂等の確実な整理・撤去を行うこと。

③ 全ての作業が終了し、作業現場を引き上げる際に、集材路・土場の枝条・残材等の整理の状況を森林管理署長等に報告し、必要により適切な措置を行うこと。

12. 木材運搬時のトラック走行については、重量制限を遵守するともに雨天時等路面に損傷を与えることが予想される場合には、トラック配車の調整や損傷防止策（鉄板・敷砂利等）を講じること。
　なお、これを怠り著しい損傷が発生した場合には、修復等原状回復させる場合がある。

13. 下流域に汚濁等の発生が予想される場合、買受人は事前に予防対策を講じるとともに、汚濁等が発生した場合は速やかに除去等改善策及び再発防止策を講じ、併せて下流域関係者への説明等の措置を講ずること。

14. その他

① 集材路・土場の作設に当たっては、森林法その他関係法令に基づく各種手続（許可、届出等）を確実に行うこと。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に係る手続きを行わなければならいこと、保安林以外の森林にあっては、集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続きの対象となり得ることに留意すること。

② 買受人は、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善取り組むこと。

③ 上記８～１１については、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月１６日付２林整整第１１５７号林野庁長官通知）に基づき定めたものである。

特　約　事　項　（分収造林）

1. 買受人は本契約物件に係る搬出支障木等について、当署長が指定する期限までに売買契約を締結すること。

2. 分収木の買受人（以下「買受人」という。）は、分収木の買受代金を次により支払い又は供託すること。
   （1）　国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。
   （2）　分収造林契約者（以下「造林者」という。）に支払う代金は、国が指定する造林者の振込金融機関の口座に払い込むこと。なお、造林者が行方不明等により供託を必要とする場合は、国の指定する法務局に供託すること。

3. 売払代金に係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは造林者に支払うこと。

4. 売払立木の搬出延期料は、国に納付すること。

5. 売払立木の引渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託に伴う法務局への振込済の供託書正本又は日本銀行の受領印のある供託書正本を森林管理署長等に提示し、またはその写しを森林管理署長等に提出することにより、当該立木販売契約に係る売払代金の総額が支払われたことが確認された後に行うこと。

6. 別紙「立木販売物件一覧表」に記載する特約事項について確認し遵守すること。

7. 事業計画書等の提出及び承認

   ①　買受人は、事業着手の一週間前までに現地を精査の上、別紙１「立木販売事業着手届」を事業地の所轄する森林官等を経由の上森林管理署長等に提出すること。
   ②　買受人は、別記に定める別紙２「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を森林管理署長等に提出し、その確認を受けること。
   ③　買受人は、物件の伐採、加工又は搬出等のため国有林内に集材路又は、土場を作設する必要があるときは、当該集材路等の計画を明示した図面を含めた別紙３「事業計画」を森林管理署長等に申請し、承認を受けること。
   ④　買受人は、③で承認を受けた集材路等の計画に変更が生じたときは、その変更について森林管理署長等に申請し、承認を受けること。
   ⑤　森林管理署長等は、買受人による承認を受けた集材路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性高い等林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、買受者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならないこと。

   ※（別紙１から別紙３の各様式は、九州森林管理局ＨＰより取得して下さい。【ホーム＞公売入札情報　等＞木材公売＆販売情報・競争参加資格審査申請（林産物関係）＞国有林野における林地保全に配慮した取組について（立木販売・製品生産資材）】

8. 伐採の方法及び区域の設定

   ①　林地の崩壊の危険のある箇所等については、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないよう、伐採の適否等について、森林管理署長等と調整すること。
   ②　伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の確認を行うこと。区域外の伐採を必要とする場合は事前に森林管理署長等と協議すること。
   ③　林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を損傷させないこと。なお、やむをえずこれらの箇所に架線や集材路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努めること。

9. 集材路・土場の計画及び施工

（1）林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設
   ①　図面及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、水の流れ及び湧水、土砂の崩落、地割れの有無等を十分に確認すること。その上で、集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生

しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の集材路・土場の配置を計画すること。

② 伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線の組み合わせを検討すること。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材等を検討すること。

③ 傾斜のある場所でやむを得ず土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支える等の十分な対策を講じること。

④ 集材路・土場の作設開始後も土質や水の流れなど伐採現場の状態に注意を払い、集材路・土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるように、必要に応じて当該配置に係る計画の変更を行うこと。

⑤ 集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせること。

⑥ ヘアピンカーブ等を設置する必要がある場合は、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置すること。

⑦ 集材路・土場の作設により露出した土壌が渓流へ流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路・土場は渓流から距離をおいて配置すること。

⑧ 集材路は、沢筋を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置すること。

⑨ 伐採現場の土質が渓流の長期の濁りを引き起こす可能性がある場合は、集材路・土場の作設を可能な限り避けること。なお、やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が渓流に流出しないよう必要に応じて編柵工等の対策を講じること。

⑩ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由することも検討すること。このとき、集材路の作設に当たっては、森林管理署長等と協議等を行うこと。

（2）人家、道路、取水口周辺等での配慮

① 集材路・土場の作設時には、土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象（土砂、転石、伐倒木等の流出又は落下による被害を防止する対象となるものをいう。以下同じ。）の上方に丸太柵工等の対策を講じること。特に、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象が下方にある場合は、その直上では集材路・土場の作設を避けること。

② 水道の取水口に濁水が流入しないよう、その周辺では集材路・土場の作設を避けること。

（3）生物多様性と景観への配慮

① 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生息・生育情報を知った場合には、必要に応じて集材路の線形及び作業の時期の変更等について森林管理署長等と協議すること。

② 集材路・土場の作設に当たっては、集落、道路等からの景観に配慮し、集材路・土場の密度、配置及び作設方法を検討すること。

（4）切土・盛土

① 切土・盛土の量を抑えるために、集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとすること。

② 切土高は地形上やむを得ない場合を除き、できるだけ 1.5m程度以内に抑えるよう努めること。

③ 切土高を極力低く抑えるとともに、盛土を行う場合には、しっかりと締め固め、補強が必要な場合には、丸太組み工法等を活用して盛土を安定化させること。

④ 残土が発生した場合には、残土が渓流に流出しないよう渓流沿いを避け、地盤の安定した箇所に小規模に分散して置くこと。また、流出のおそれがある場合は、丸太組み工法等を活用して対策を講じること。

（5）路面の保護と排水の処理

① 雨水が集中して路面の長い区間を流下し、又は滞水すると、路面の洗掘及び崩壊の原因となるため、縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行うこと。

② 路面の排水は、可能な限り安定した尾根部や常時水の流れている谷等の侵食されにくい箇所でこまめに行うこと。また、崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、路面から谷側斜面への排水を促しつつ、横断溝を設け、流末処理も行うとともに盛土箇所の手前で排水するなどの対策を講じること。

（6）渓流横断箇所の処理

① 渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、その維持管理を十分に行うこと。また、暗渠を用いる場合には、詰まりが生じないように十分な大きさのものを設置することとし、暗渠の呑口の土砂だめの容量を十分確保すること。なお、洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げること。

② 洗い越しは、越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、流出のおそれがある場合は、必要に応じて撤去すること。

10. 事業実行上の対策

（1）伐採・造材・集運材における事業実行上の配慮

① 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設する等の措置を講じること。

② 集材路・土場の路面のわだち掘れ、泥濘化、流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では極力通行を避けること。.なお、このような状況下で通行しなければならない場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止すること。

③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払うこと。

④ 伐採後の植栽作業を想定して伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等の整理に務めること。

⑤ 枝条等が雨水により渓流に流出することがないように、沢に近い場所への集積は避けるなどの対策を講じること。

⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みにすることを避けること。

⑦ 搬出に当たっては、作業現場の周辺地域に配慮し地域住民からの苦情等が発生することのないよう努めること。

11. 事業実施後の整理

（1）枝条・残材の整理

① 枝条・残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努めること。

② 枝条・残材を伐採現場に残す場合は、出水時に渓流に流れ出したり、雨水を滞水させたりすること等により林地崩壊を誘発することがないように、渓流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないこと。また、林地の表土保護のために枝条の敷設による整理を行う等により、枝条・残材を置く場所を分散させ、杭を打つ等の対策を講じること。

（2）集材路・土場の整理

① 集材路・土場は、植生の回復を促すこととし、必要に応じて作設時に剥ぎ取った表土の埋戻し等に務めること。また、路面水の流下状況等を踏まえ、溝切り等の排水処置を行うこと。

② 伐採・搬出に使用した資材・油脂等の確実な整理・撤去を行うこと。

③ 全ての作業が終了し、作業現場を引き上げる際に、集材路・土場の枝条・残材等の整理の状況を森林管理署長等に報告し、必要により適切な措置を行うこと。

12. 木材運搬時のトラック走行については、重量制限を遵守するともに雨天時等路面に損傷を与えることが予想される場合には、トラック配車の調整や損傷防止策（鉄板・敷砂利等）を講じること。
　なお、これを怠り著しい損傷が発生した場合には、修復等原状回復させる場合がある。

13. 下流域に汚濁等の発生が予想される場合、買受人は事前に予防対策を講じるとともに、汚濁等が発生した場合は速やかに除去等改善策及び再発防止策を講じ、併せて下流域関係者への説明等の措置を講ずること。

14. その他

① 集材路・土場の作設に当たっては、森林法その他関係法令に基づく各種手続（許可、届出等）を確実に行うこと。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に係る手続きを行わなければならいこと、保安林以外の森林にあっては、集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続きの対象となり得ることに留意すること。

② 買受人は、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善取り組むこと。

③ 上記８～１１については、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月１６日付２林整整第１１５７号林野庁長官通知）に基づき定めたものである。

別紙１

森林管理署長

（住所）
（氏名又は名称）

立木販売事業着手届

令和　　年　　月　　日付けで契約した立木販売物件において、下記のとおり着手しますので提出します。

記

物件名	市　　国有林　　林小班
事業実施者	（住所） （氏名又は名称）
伐採方法	皆伐　　間伐
搬出方法	車輛系　　架線系
着手年月日	令和　　年　　月　　日
終了予定日	令和　　年　　月　　日

備考
１：搬出箇所を精査のうえ、着手する一週間前までに提出してください。
２：提出いただいた立木販売事業着手届は、関係労働基準監督署へ写しを提出しますので、ご承知おきください。

別紙２

伐採及び集材等に係るチェックリスト

年　　月　　日

契　約　者：

事業実施者：

物　件　名：

チェック項目	確認
（1）伐採の方法及び区域の確認 ① 伐採する区域の事前確認を行う。 ② 林地や生物多様性の保全に配慮し、森林管理署長等が示す保護樹帯や保残木を保全する。 ③ 林地の生物多様性の保全に配慮した伐採及び搬出方法を採用する。	□
（2）林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設 ① 集材路・土場の作設は必要最小限にする。 ② 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ③ 土場の作設では法面を丸太組みで支える等の崩壊防止対策等を講じる。 ④ 現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。 ⑤ 集材路の線形は、地形追従とする。 ⑥ ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦ 集材路・土場は渓流から距離をおいて配置する。 ⑧ 集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑨ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。 ⑩ 伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、森林管理署長等と協議を行う。	□
（3）人家、道路、取水口周辺等での配置 ① 集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。 ② 水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。	□
（4）生物多様性と景観への配慮 ① 希少な野生生物の生息を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ② 集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。	□

チェック項目	確認
（５）切土・盛土 ①　集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ②　切土高を低く抑える。盛土はしっかり締め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する ③　残土が発生した場合には、森林管理署長等と協議のうえ渓流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。	□
（６）路面の保護と排水の処理 ①　雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。 ②　路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。	□
（７）渓流横断箇所の処理 ①　渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れでないよう施行する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。 ②　洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。	□
（８）作業実行上の配慮 ①　集材路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ②　降雨時により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③　伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④　伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。 ⑤　枝条等が渓流に流出しないように対策を講じる。 ⑥　天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する	□
（９）事業実施後の整理 ①　枝条等を伐採現場に残す場合は、渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。 ②　集材路・土場は、溝切り等の排水処置を行う。 ③　伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況について、森林管理署長等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。	□

別紙３-１

令和　　年　　月　　日

〇〇森林管理署長　殿

買受人
〇〇株式会社
代表取締役　〇〇　〇〇

立木販売物件における事業計画の提出について

令和〇年〇月〇日付けで契約した〇〇国有林〇〇林小班について、下記のとおり事業計画を提出しますので承認していただきますようお願いいたします。

記

１．物件名　　〇〇国有林〇〇林小班

２．実施事業者　　〇〇株式会社（買受者との関係：　　）

３．伐採方法　　皆伐　間伐

４．搬出方法　　車輌系　　架線系

５．着手予定日　　令和〇年〇月〇日

６．保安林に係る対応状況（いつ頃対応予定か　等）

７．事業計画表　別紙のとおり

８．搬出路計画図　別紙のとおり

９．伐採及び搬出に係るチェックリスト　別紙のとおり

別紙3－２

事業計画表

物件名：　　国有林　　林小班

令和　　年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1月	2月	3月
地域住民への対応												
保安林協議												
搬出路作成												
伐採～搬出作業												

令和　　年度

林小班	4月	5月	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1月	2月	3月
地域住民への対応												
保安林協議												
搬出路作成												
伐採～搬出作業												

令和　　年度

林小班	4月	5月	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1月	2月	3月
地域住民への対応												
保安林協議												
搬出路作成												
伐採～搬出作業												

令和　　年度

林小班	4月	5月	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1月	2月	3月
地域住民への対応												
保安林協議												
搬出路作成												
伐採～搬出作業												

別紙

令和　　年　　月　　日

熊本 森林管理署長　殿

立木購入物件の搬入予定先調査表

契約日　　令和　　年　　月　　日

単位（m3）

林小班	面積（ha）	伐採方法	区分	物件の立木材積（m3）					素材搬入予定先			
									A材及びB材			大曲等
				スギ	ヒノキ	その他N	L	計	スギ	ヒノキ	その他	（C材及びD材）
		・皆伐	・国造林						m3	m3	m3	m3
		・間伐	・分収造林									
			・分収育林									
			・官行造林									

注1）皆伐、間伐のうち該当するものに「○」をつけてください。

注2）国有林、分収造林、分収育林、官行造林のうち該当するものに「○」をつけてください。

注3）搬入予定先については、各項目ごとに主な2～3社をご記入をお願いします。

注4）搬入予定量は素材として搬入を予定している材積の量を50m3単位で記載してください。

別紙　　令和　　年　　月　　日

○○　　森林管理署長
　　宛て
　　支署長

○○株式会社

代表取締役　○○○○

立木購入物件の搬入予定先調査表

（記入例）

契約日　　令和　　年　　月　　日

単位（m3）

林小班	面積（ha）	伐採方法	区分	物件の立木材積（m3）					素材搬入予定先			
									A材及びB材			大曲等
				スギ	ヒノキ	その他N	L	計	スギ	ヒノキ	その他	（C材及びD材）
123は外	4.25	・皆伐 ・間伐	・国造林 ・分収造林 ・分収育林 ・官行造林	2,000	1,000	50	50	3,100	○○製材所 900 m3 ○○市場 800 m3	○○市場 650 m3	○○合板 50 m3	自社チップ m3 ○○チップ工場 300 m3 ○○バイオマス 250 m3 輸出用（○○港） 50 m3

注1）皆伐、間伐のうち該当するものに「○」をつけてください。

注2）国有林、分収造林、分収育林、官行造林のうち該当するものに「○」をつけてください。

注3）搬入予定先については、各項目ごとに主な2～3社をご記入をお願いします。

注4）搬入予定量は素材として搬入を予定している材積の量を50m3単位で記載してください。

令 和 5 年 度　立 木 一 般 競 争 入 札 物 件 一 覧 表

大分森林管理署　　令和6年1月30日（火）10時00分入札

売払番号	物件名	林小班名	伐採種	林齢	全面積	収穫面積	樹種	一般材 本数	一般材 材積（㎥）	低質材 本数	低質材 材積（㎥）	樹種計 本数	樹種計 材積（㎥）	摘要
1号	塚原	6い	皆伐	65	23.09	17.89	スギ	2,940	2,513.04	6,249	3,797.42	9,189	6,310.46	【官行造林】
							ヒノキ	6,268	2,911.71	3,455	1,406.51	9,723	4,318.22	久住森林事務所（TEL 0974-76-0035）
							広葉樹			2,104	278.09	2,104	278.09	◎ 搬出期間　36ヶ月
														◎ その他
														・水源かん養保安林です。1年間の伐採面積の上限は、10haになります。また支障木の伐採、作業道新設及び土場新設については保安林協議が必要です。
														・岩石地が1.07ha、保残区域が4.13haあり、該当箇所は伐採することができません。（収穫面積には含まれていません。）
														・南の林道から本物件までの土地は県行造林地です。土場敷・作業路等作設する際に支障となる立木については補償料を県に支払い、土地については借地料を由布市に支払う必要があります。また土場敷・作業路等での利用には普通財産貸付申請書・原形変更申請書の提出が必要です。必要書類は取り揃えております。 詳細につきましては現地案内で説明いたします。
														・案内の際は現地の駐車可能な車両数が限られることから、駐車場所を指定し乗り合わせして現地まで向かっていただくことがあります。また、雨天時はぬかるむことが予想されます。
	合計				**23**	**18**	**0**	**9,208**	**5,425**	**11,808**	**5,482**	**21,016**	**10,907**	

令 和 5 年 度　立 木 一 般 競 争 入 札 物 件 一 覧 表

大分森林管理署　　令和6年1月30日（火）10時00分入札

売払番号	物件名	林小班名	伐採種	林齢	全面積	収穫面積	樹種	一般材 本数	一般材 材積（㎥）	低質材 本数	低質材 材積（㎥）	樹種計 本数	樹種計 材積（㎥）	摘要
2号	青山	140ぬ	皆伐	41	3.69	3.69	ヒノキ	1,080	242.66	2,232	231.21	3,312	473.87	【分収造林】 青山森林事務所（TEL 0972-24-0125） ◎ 搬出期間　36ヶ月 ◎ その他 ・水源かん養保安林です。支障木の伐採、作業道新設及び土場新設については保安林協議が必要です。 ・分収木以外の混成木については別途買い受けが必要です。 （アカマツ18本4.61㎥、広葉樹2,574本401.88㎥）
	合計				**3.69**	**3.69**		**1,080**	**242.66**	**2,232**	**231.21**	**3,312**	**473.87**	
3号	大越	109ろ	皆伐	40	3.44	3.44	ヒノキ	1,915	634.37	1,416	292.01	3,331	926.38	【分収造林】 直川森林事務所（TEL 0972-58-2032） ◎ 搬出期間　36ヶ月 ◎ その他 ・水源かん養保安林です。支障木の伐採、作業道新設及び土場新設については保安林協議が必要です。 ・分収木以外の混成木については別途買い受けが必要です。 （広葉樹1,138本178.30㎥）
	合計				**3.44**	**3.44**		**1,915**	**634.37**	**1,416**	**292.01**	**3,331**	**926.38**	
					30.22	**25.02**		**12,203.00**	**6,301.78**	**15,456.00**	**6,005.24**	**27,659.00**	**12,307.02**	

物件明細書の詳細については、大分森林管理署　業務グループ経営担当（097-532-9281）へお問い合わせ下さい。

現地案内日程表

売払番号	国有林名	官行造林名	林小班	日時	集合場所	案内者	連絡先	備考
1		塚原	6い	令和 5年 12月18日（月） 10時00分	道の駅　ゆふいん （由布市湯布院町川上川北899-76）	久住森林事務所 首席森林官	0974-76-0035	悪天候時には日時の変更を行う場合があります。 その他、集合場所等の質問については、下記へお問い合わせ下さい。 担当：業務グループ　経営担当 TEL：097-532-9281
2	青山		140ぬ	令和 5年 12月21日（木） 10時00分	佐伯市総合運動公園駐車場 （佐伯市大字長谷2614）	青山森林事務所 首席森林官	0972-24-0125	
3	大越		109ろ	令和 5年 12月21日（木） 13時00分	佐伯市総合運動公園駐車場 （佐伯市大字長谷2614）	直川森林事務所 森林官	0972-58-2032	

公売予定箇所及び集合場所位置図

物件　　１号　塚原官行造林　６い

案内日時　令和５年１２月１８日（月）　　１０時００分

集合場所　道の駅　ゆふいん（由布市湯布院町川上川北899-76）

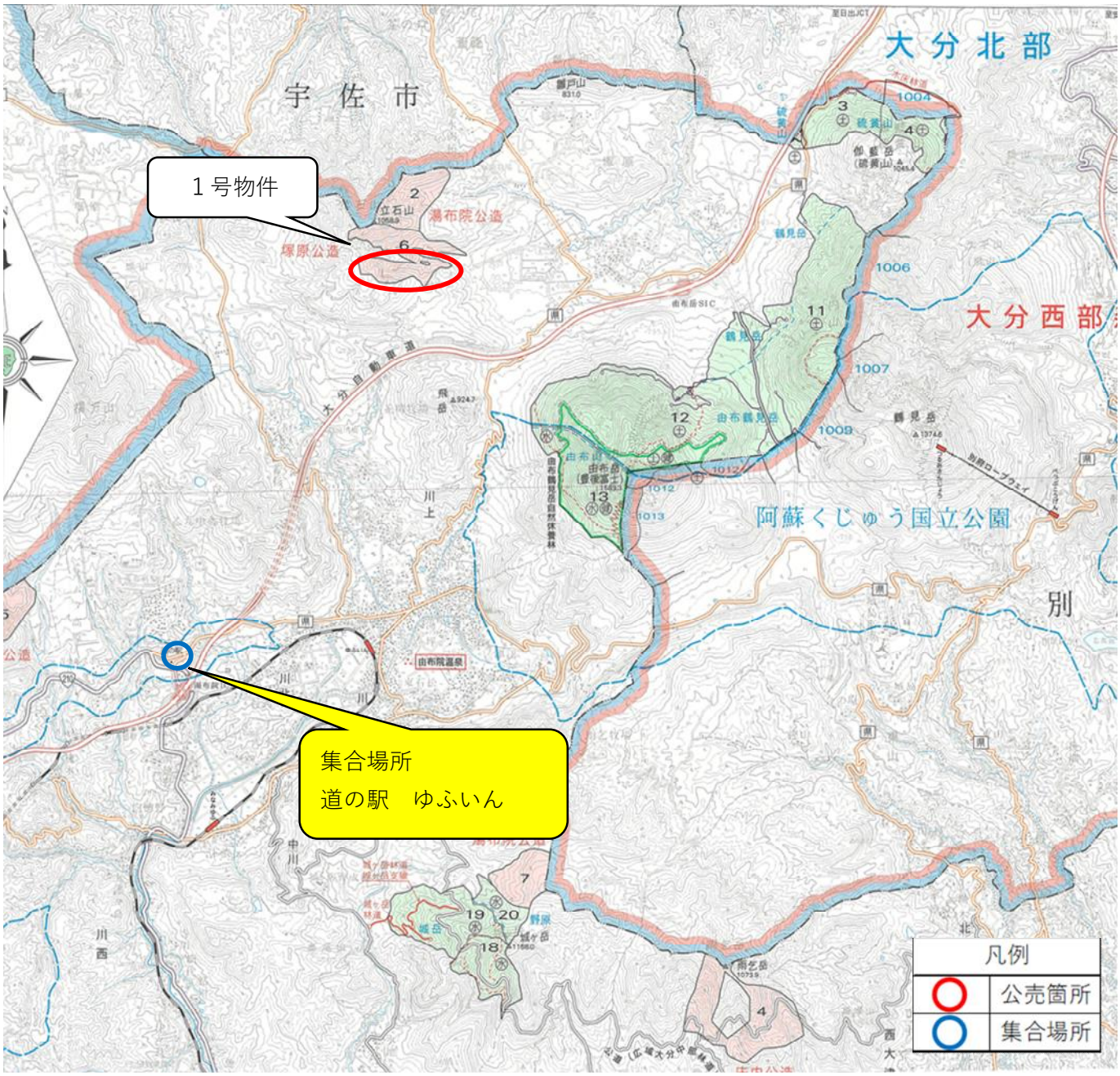

公売予定箇所及び集合場所位置図

物件　　２号　青山国有林１４０ぬ
案内日時　令和５年１２月２１日（木）　　１０時００分
集合場所 佐伯市総合運動公園駐車場（佐伯市大字長谷２６１４）

物件　　３号　大越国有林１０９ろ
案内日時　令和５年１２月２１日（木）　　１３時００分
集合場所 佐伯市総合運動公園駐車場（佐伯市大字長谷２６１４）

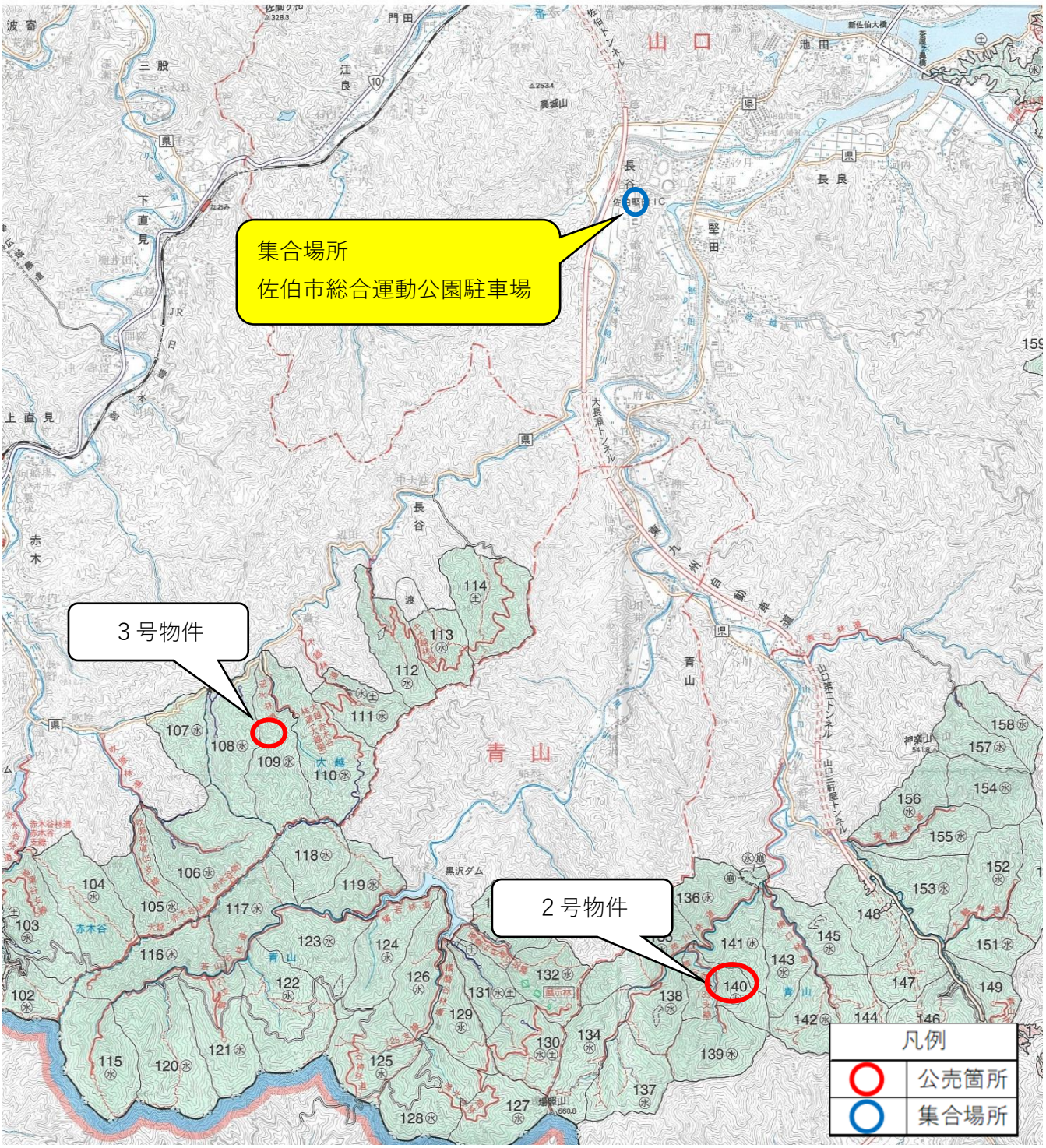

公売箇所位置図（１号物件）

所 在 地 ：	由布市大字塚原字小狭間７の２　塚原官行造林６い林小班
伐 採 種 ：	皆伐
面　　積 ：	２３．０９ｈａ
備　　考 ：	上記の面積は岩石地１．０７ha　保残区域４．１３haを含まない立木のみの面積 ※青丸箇所は県行造林地であるため作業道等を作成する際に申請書の提出が必要です。 また支障となる立木については県に補償料の支払い、土地のについては由布市に借地料の支払いが必要です。

大分森林管理署

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　04－　202　　森林事務所　：久住森林事務所　　国有林名　：
林班　：　6　　小班　：い　　伐区　：スギ

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	一般材	生立木	生立木	高齢級	24	19	51	21.40	0.420	無
					26	19	85	40.75	0.479	無
					28	19	255	140.09	0.549	無
					30	20	255	168.10	0.659	無
					32	20	594	439.78	0.740	無
					34	21	306	259.79	0.849	無
					36	21	221	207.50	0.939	無
					38	22	391	421.78	1.079	無
					40	22	255	298.00	1.169	無
					42	22	85	107.82	1.268	無
					44	22	51	69.79	1.368	無
					46	22	51	75.39	1.478	無
					48	22	51	81.00	1.588	無
					50	22	51	86.60	1.698	無
				品質計			2,702	2,417.79		
				根曲木	20	17	51	13.75	0.270	無
					24	19	136	57.05	0.419	無
					26	19	51	24.45	0.479	無
				品質計			238	95.25		
			態様計		34	21	2,940	2,513.04		
		生被計					2,940	2,513.04		
	材種計						2,940	2,513.04		
	低質材	生立木	生立木		16	15	221	35.32	0.160	無
					18	16	85	17.83	0.210	無
					20	17	509	137.54	0.270	無
					22	18	136	46.19	0.340	無
					24	19	679	285.26	0.420	無
					26	19	764	366.77	0.480	無
					28	19	934	513.65	0.550	無
					30	20	1,019	672.41	0.660	無
					32	20	594	439.78	0.740	無
					34	21	475	404.12	0.851	無
					36	21	391	367.11	0.939	無
					38	22	170	183.38	1.079	無
					40	22	221	258.27	1.169	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

大分森林管理署

復命書番号：　04－　202　　森林事務所　：久住森林事務所　　国有林名　：
林班　：　6　　小班　：い　　伐区　：スギ

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	低質材	生立木	生立木		44	22	51	69.79	1.368	無
				品質計			6,249	3,797.42		
			態様計		28	19	6,249	3,797.42		
		生被計					6,249	3,797.42		
	材種計						6,249	3,797.42		
－樹種計－							9,189	6,310.46		
－N　計－							9,189	6,310.46		
－合　計－							9,189	6,310.46		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

大分森林管理署

復命書番号：　04－　203　　森林事務所　：久住森林事務所　　国有林名　：
林班　：　6　　小班　：い　　伐区　：ヒ

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
ヒノキ	一般材	生立木	生立木	高齢級	14	14	92	10.12	0.110	無
					16	15	92	14.72	0.160	無
					18	16	184	38.63	0.210	無
					20	16	184	47.83	0.260	無
					22	17	394	130.09	0.330	無
					24	17	539	204.72	0.380	無
					26	17	670	294.86	0.440	無
					28	18	578	306.43	0.530	無
					30	18	578	346.90	0.600	無
					32	19	342	245.98	0.719	無
					34	19	223	178.70	0.801	無
					36	19	171	150.32	0.879	無
					38	20	171	175.95	1.029	無
					40	20	53	59.39	1.121	無
					42	21	39	51.25	1.314	無
					44	21	13	18.53	1.425	無
				品質計			4,323	2,274.42		
				根曲木	16	15	158	25.23	0.160	無
					18	16	131	27.59	0.211	無
					20	16	368	95.66	0.260	無
					22	17	420	138.76	0.330	無
					24	17	526	199.73	0.380	無
					26	17	342	150.32	0.440	無
				品質計			1,945	637.29		
			態様計		26	17	6,268	2,911.71		
		生被計					6,268	2,911.71		
	材種計						6,268	2,911.71		
	低質材	生立木	生立木		12	13	53	4.21	0.079	無
					14	14	171	18.79	0.110	無
					16	15	223	35.74	0.160	無
					18	16	315	66.23	0.210	無
					20	16	434	112.74	0.260	無
					22	17	407	134.42	0.330	無
					24	17	473	179.76	0.380	無
					26	17	342	150.32	0.440	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

大分森林管理署

復命書番号：　04－　203　　森林事務所　：久住森林事務所　　国有林名　：
林班　：　6　　小班　：い　　伐区　：ヒ

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
ヒノキ	低質材	生立木	生立木		28	18	355	188.03	0.530	無
					30	18	184	110.38	0.600	無
					32	19	315	227.06	0.721	無
					34	19	92	73.58	0.800	無
					36	19	13	11.56	0.889	無
					38	20	13	13.53	1.041	無
					40	20	39	44.55	1.142	無
					42	21	13	17.08	1.314	無
					44	21	13	18.53	1.425	無
				品質計			3,455	1,406.51		
			態様計		24	17	3,455	1,406.51		
		生被計					3,455	1,406.51		
	材種計						3,455	1,406.51		
－樹種計－							9,723	4,318.22		
－N　計－							9,723	4,318.22		
－合　計－							9,723	4,318.22		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

大分森林管理署

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　04－　204　　森林事務所　：　久住森林事務所　　国有林名　：
林班　：　6　　小班　：　い　　伐区　：　広２

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
広葉樹Ⅱ	低質材	生立木	生立木		8	7	189	3.77	0.020	無
					10	8	377	15.09	0.040	無
					12	9	189	9.43	0.050	無
					14	10	349	27.92	0.080	無
					16	10	94	9.43	0.100	無
					18	11	189	26.41	0.140	無
					20	11	255	43.30	0.170	無
					22	12	123	26.98	0.219	無
					24	12	123	31.89	0.259	無
					26	12	94	28.30	0.301	無
					28	13	28	10.47	0.374	無
					30	14	66	30.38	0.460	無
					32	14	28	14.72	0.526	無
				品質計			2,104	278.09		
			態様計		16	10	2,104	278.09		
		生被計					2,104	278.09		
	材種計						2,104	278.09		
－樹種計－							2,104	278.09		
－Ｌ　計－							2,104	278.09		
－合　計－							2,104	278.09		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

大分森林管理署

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　04－　205　　森林事務所　：久住森林事務所　　国有林名　：
林班　：　6　　小班　：い　　伐区　：材分

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	低質材	生立木	生立木		12	9	157	7.85	0.050	無
					14	10	157	12.56	0.080	無
					16	11	459	50.49	0.110	無
					18	12	302	45.30	0.150	無
					20	13	604	120.80	0.200	無
					22	14	1,510	392.60	0.260	無
					24	14	1,063	318.91	0.300	無
					26	15	459	174.44	0.380	無
					28	15	157	67.53	0.430	無
					30	15	302	147.98	0.490	無
					32	15	157	86.37	0.550	無
				品質計			5,327	1,424.83		
			態様計		22	13	5,327	1,424.83		
		生被計					5,327	1,424.83		
	材種計						5,327	1,424.83		
－樹種計－							5,327	1,424.83		
－N　計－							5,327	1,424.83		
－合　計－							5,327	1,424.83		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

公売箇所位置図（2号物件）

所 在 地 ：	佐伯市大字青山字青山３０２９番　青山国有林１４０ぬ林小班
伐 採 種 ：	皆伐
面　　積 ：	３．６９ha

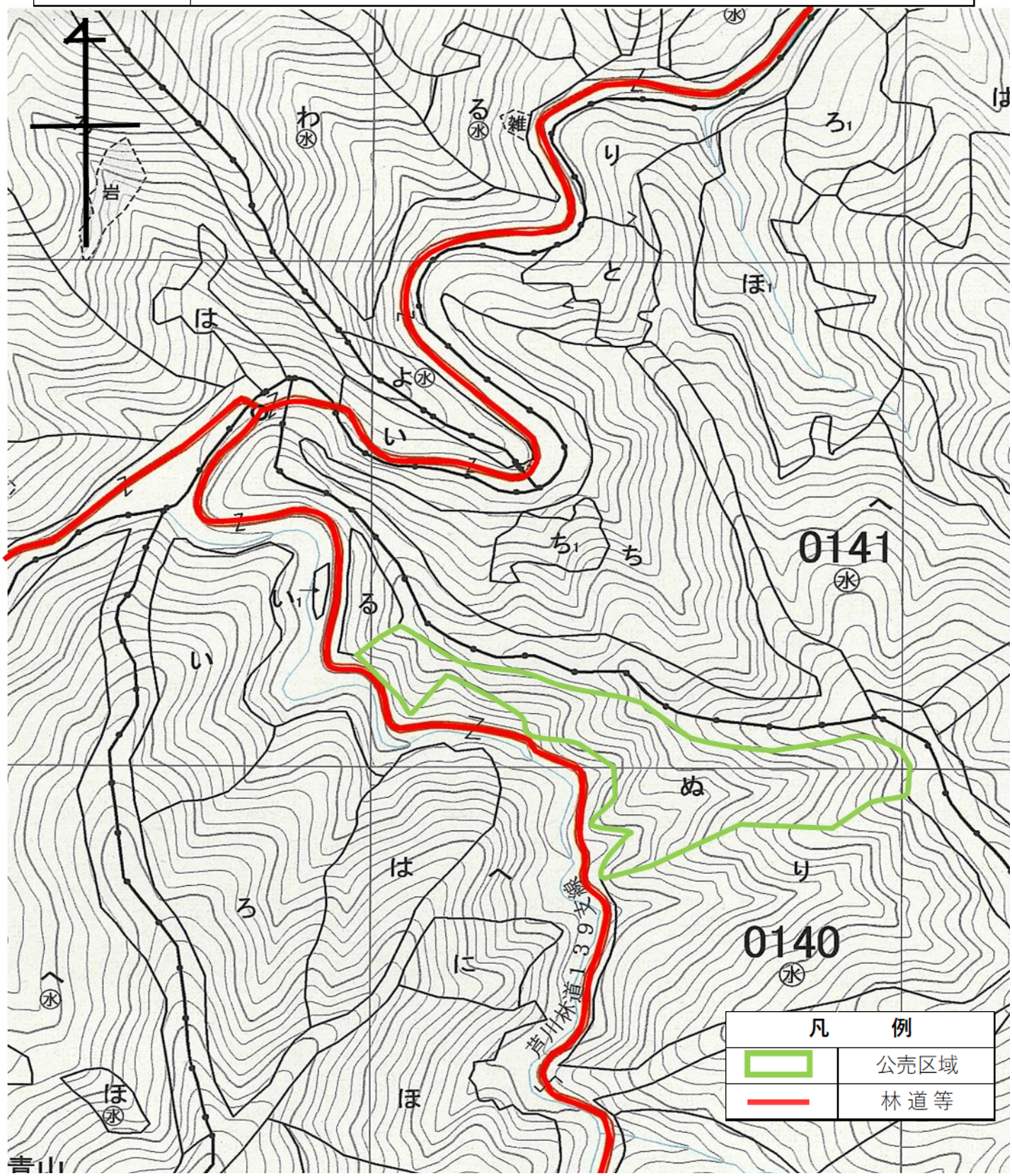

樹 材 種 別 一 覧 表

大分森林管理署

復命書番号： 04－ 7　　森林事務所 ： 青山森林事務所　　国有林名 ： 青山
林班 ： 140　　小班 ： ぬ　　伐区 ：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
ヒノキ	一般材	生立木	生立木	壮齢級	14	12	18	1.85	0.103	無
					16	10	18	1.85	0.103	無
					16	12	54	6.64	0.123	無
					16	14	18	2.77	0.154	無
					16	15	18	2.95	0.164	無
					18	13	36	6.27	0.174	無
					18	14	18	3.32	0.184	無
					18	15	18	3.69	0.205	無
					20	12	36	7.01	0.195	無
					20	13	36	7.75	0.215	無
					20	14	54	12.18	0.226	無
					20	15	54	13.28	0.246	無
					20	16	18	4.80	0.267	無
					22	15	90	26.76	0.297	無
					22	16	18	5.72	0.318	無
					24	15	18	6.09	0.338	無
					24	16	54	19.93	0.369	無
					26	15	18	7.01	0.389	無
				品質計			594	139.87		
				間・根	14	11	18	1.66	0.092	無
					16	12	18	2.21	0.123	無
					16	13	18	2.40	0.133	無
					16	14	54	8.30	0.154	無
					18	13	18	3.14	0.174	無
					18	14	36	6.64	0.184	無
					18	15	18	3.69	0.205	無
					18	16	18	3.88	0.216	無
					20	11	18	3.14	0.174	無
					20	12	18	3.51	0.195	無
					20	13	36	7.75	0.215	無
					20	14	54	12.18	0.226	無
					20	15	36	8.86	0.246	無
					20	16	18	4.80	0.267	無
					22	13	36	9.23	0.256	無
					22	14	18	4.98	0.277	無

＊ 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

大分森林管理署

復命書番号：　04－　7　　森林事務所　：　青山森林事務所　　国有林名　：　青山
林班　：　140　　小班　：　ぬ　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
ヒノキ	一般材	生立木	生立木	間・根	22	15	18	5.35	0.297	無
					22	16	18	5.72	0.318	無
					24	13	18	5.35	0.297	無
				品質計			486	102.79		
			態様計		18	14	1,080	242.66		
		生被計					1,080	242.66		
	材種計						1,080	242.66		
	低質材	生立木	生立木		10	6	108	3.32	0.031	無
					12	6	54	2.21	0.041	無
					12	7	144	5.90	0.041	無
					12	8	162	8.31	0.051	無
					12	11	108	7.75	0.072	無
					12	12	72	5.17	0.072	無
					14	7	18	1.11	0.062	無
					14	8	108	6.64	0.061	無
					14	9	18	1.29	0.072	無
					14	10	54	4.43	0.082	無
					14	11	90	8.31	0.092	無
					14	12	252	25.83	0.103	無
					14	13	90	9.23	0.103	無
					14	14	18	2.03	0.113	無
					16	6	18	1.11	0.062	無
					16	7	36	2.58	0.072	無
					16	9	18	1.66	0.092	無
					16	10	54	5.54	0.103	無
					16	11	72	8.12	0.113	無
					16	12	216	26.57	0.123	無
					16	13	126	16.79	0.133	無
					16	14	18	2.77	0.154	無
					16	16	18	3.14	0.174	無
					18	9	18	2.21	0.123	無
					18	11	36	5.17	0.144	無
					18	12	72	11.81	0.164	無
					18	13	36	6.27	0.174	無
					18	14	72	13.28	0.184	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

大分森林管理署

復命書番号：　04－　7　　森林事務所　：　青山森林事務所　　国有林名　：　青山
林班　：　140　　小班　：　ぬ　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
ヒノキ	低質材	生立木	生立木		20	9	18	2.58	0.143	無
					20	13	36	7.75	0.215	無
					20	15	18	4.43	0.246	無
					24	13	18	5.35	0.297	無
					24	15	18	6.09	0.338	無
					28	12	18	6.46	0.359	無
				品質計			2,232	231.21		
			態様計		14	11	2,232	231.21		
		生被計					2,232	231.21		
	材種計						2,232	231.21		
－樹種計－							3,312	473.87		
－N　計－							3,312	473.87		
－合　計－							3,312	473.87		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

大分森林管理署

復命書番号：　04－　8　　森林事務所　：　青山森林事務所　　国有林名　：　青山
林班　：　140　　小班　：　ぬ　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
アカマツ	低質材	生立木	生立木		20	16	18	4.61	0.256	無
				品質計			18	4.61		
			態様計		20	16	18	4.61		
		生被計					18	4.61		
	材種計						18	4.61		
－樹種計－							18	4.61		
－Ｎ　計－							18	4.61		
広葉樹Ⅱ	低質材	生立木	生立木		12	9	36	1.85	0.051	無
					12	10	54	3.32	0.061	無
					14	8	72	4.43	0.062	無
					14	10	90	7.38	0.082	無
					14	11	126	11.63	0.092	無
					14	12	162	16.61	0.103	無
					14	13	180	18.45	0.103	無
					14	14	36	4.06	0.113	無
					16	10	18	1.85	0.103	無
					16	11	162	18.27	0.113	無
					16	12	270	33.21	0.123	無
					16	13	198	26.39	0.133	無
					16	14	72	10.33	0.143	無
					18	10	36	4.80	0.133	無
					18	12	72	11.07	0.154	無
					18	13	198	32.47	0.164	無
					18	15	36	7.01	0.195	無
					18	16	18	3.69	0.205	無
					20	10	36	5.90	0.164	無
					20	12	18	3.51	0.195	無
					20	13	72	14.76	0.205	無
					20	14	144	32.47	0.225	無
					20	15	36	8.49	0.236	無
					20	16	36	9.23	0.256	無
					22	12	18	4.06	0.226	無
					22	13	54	13.28	0.246	無
					22	14	144	38.38	0.267	無
					22	16	54	16.05	0.297	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

大分森林管理署

復命書番号：　04－　8　　森林事務所　：　青山森林事務所　　国有林名　：　青山
林班　：　140　　小班　：　ぬ　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
広葉樹Ⅱ	低質材	生立木	生立木		24	13	54	15.50	0.287	無
					24	14	36	11.07	0.308	無
					24	15	18	5.90	0.328	無
					26	14	18	6.46	0.359	無
				品質計			2,574	401.88		
			態様計		16	12	2,574	401.88		
		生被計					2,574	401.88		
	材種計						2,574	401.88		
－樹種計－							2,574	401.88		
－Ｌ　計－							2,574	401.88		
－合　計－							2,592	406.49		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

公売箇所位置図（3号物件）

所 在 地 ：	佐伯市　大字長谷字大越７１０番１　大越国有林１０９ろ林小班
伐 採 種 ：	皆伐
面　　積 ：	３．４４ｈａ

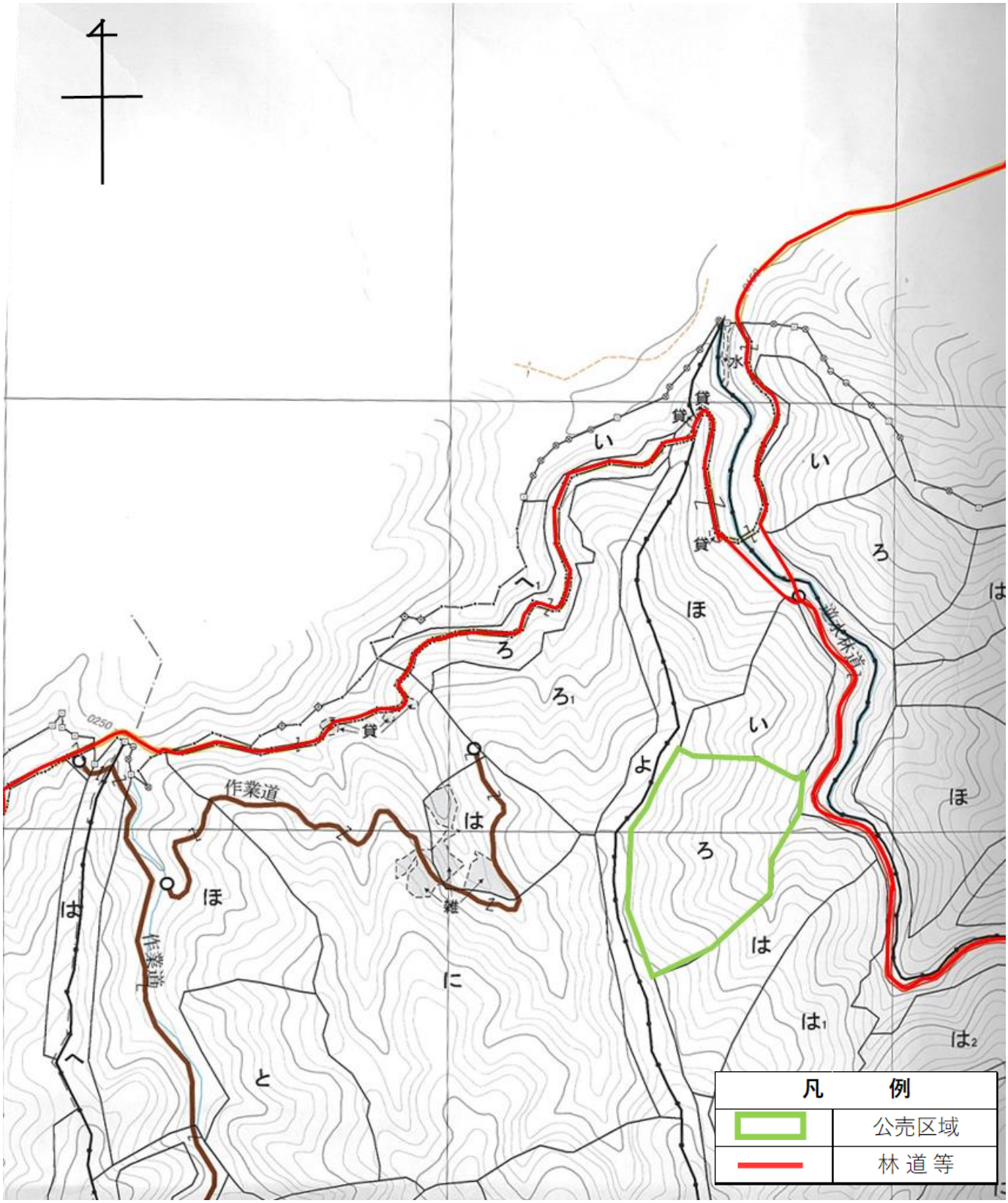

樹 材 種 別 一 覧 表

大分森林管理署

復命書番号： 05－ 10　　森林事務所 ： 直川森林事務所　　国有林名 ： 大越
林班 ： 109　　小班 ： ろ　　伐区 ：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
ヒノキ	一般材	生立木	生立木	壮齢級	16	12	39	4.68	0.120	無
					18	13	102	17.34	0.170	無
					20	14	200	44.00	0.220	無
					22	15	192	55.68	0.290	無
					24	15	185	61.05	0.330	無
					26	16	140	57.40	0.410	無
					28	16	158	74.26	0.470	無
					30	16	111	58.83	0.530	無
					32	16	33	19.80	0.600	無
					34	17	24	17.04	0.710	無
					36	17	15	11.70	0.780	無
					38	17	4	3.44	0.860	無
					40	18	2	2.02	1.010	無
					44	18	1	1.19	1.190	無
				品質計			1,206	428.43		
				間・根	16	12	12	1.44	0.120	無
					18	13	73	12.41	0.170	無
					20	14	149	32.78	0.220	無
					22	15	184	53.36	0.290	無
					24	15	167	55.11	0.330	無
					26	16	124	50.84	0.410	無
				品質計			709	205.94		
			態様計		22	15	1,915	634.37		
		生被計					1,915	634.37		
	材種計						1,915	634.37		
	低質材	生立木	生立木		10	8	9	0.27	0.030	無
					12	10	90	5.40	0.060	無
					14	11	256	23.04	0.090	無
					16	12	288	34.56	0.120	無
					18	13	191	32.47	0.170	無
					20	14	176	38.72	0.220	無
					22	15	129	37.41	0.290	無
					24	15	88	29.04	0.330	無
					26	16	85	34.85	0.410	無
					28	16	42	19.74	0.470	無

＊ 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

大分森林管理署

復命書番号：　05－　10　　森林事務所　：　直川森林事務所　　国有林名　：　大越
林班　：　109　　小班　：　ろ　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
ヒノキ	低質材	生立木	生立木		30	16	36	19.08	0.530	無
					32	16	16	9.60	0.600	無
					34	17	4	2.84	0.710	無
					36	17	4	3.12	0.780	無
					38	17	1	0.86	0.860	無
					40	18	1	1.01	1.010	無
				品質計			1,416	292.01		
			態様計		18	13	1,416	292.01		
		生被計					1,416	292.01		
	材種計						1,416	292.01		
－樹種計－							3,331	926.38		
－N　計－							3,331	926.38		
－合　計－							3,331	926.38		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

大分森林管理署

復命書番号：　05－　11　　森林事務所　：　直川森林事務所　　国有林名　：　大越
林班　：　109　　小班　：　ろ　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
広葉樹Ⅱ	低質材	生立木	生立木		12	8	187	9.35	0.050	無
					14	10	308	24.64	0.080	無
					16	11	203	22.33	0.110	無
					18	12	103	15.45	0.150	無
					20	12	112	21.28	0.190	無
					22	13	45	10.80	0.240	無
					24	14	65	19.50	0.300	無
					26	14	32	11.20	0.350	無
					28	14	21	8.19	0.390	無
					30	14	22	10.12	0.460	無
					32	14	11	5.72	0.520	無
					34	14	8	4.72	0.590	無
					36	14	13	8.45	0.650	無
					38	14	3	2.16	0.720	無
					40	14	1	0.79	0.790	無
					42	14	2	1.72	0.860	無
					44	14	2	1.88	0.940	無
				品質計			1,138	178.30		
			態様計		18	11	1,138	178.30		
		生被計					1,138	178.30		
	材種計						1,138	178.30		
－樹種計－							1,138	178.30		
－Ｌ　計－							1,138	178.30		
－合　計－							1,138	178.30		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。